四　事案の要旨
　1　一般ガス供給約款の変更(供給区域の減少)
　2　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）並びに西部瓦斯株式会社（福岡市博多区千代一丁目十七番一号）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別紙様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「西部瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年十月十一日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三二　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。
　なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「西部瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年十月十一日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）に到達するよう申し込むこと。
　なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
　　（郵便番号）
　　住　所
　　（電話番号）
　　職　業

西部瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
　1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
　2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
　3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　　案

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月十三日（金）

○国会提出案件

一、平成二十四年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について（決定）（総務省）

一、平成二十四年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について（決定）（防衛省）

公　　告

諮　事　項

工場財団

栃木県下都賀郡壬生町元町１番63号**クレハ合繊株式会社**の工場財団に栃木県下都賀郡壬生町元町１番63号クレハ合繊株式会社製造工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年９月 18 日

宇都宮地方法務局栃木支局

公示送達

長崎県長崎市岩見町29番62号プチハイツＪＪ103号　小村　和幸

上記の者に送達すべき平成24年愛媛基審第20号に関する決定書の謄本は、愛媛県松山市若草町４番地３号愛媛労働局内愛媛労働者災害補償保険審査官工藤裕克が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第２項及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年９月 18 日

愛媛労働者災害補償保険審査官
工藤　裕克

（備考）決定の主文及び年月日

1　決定主文　「本件審査請求を却下する。」

2　決定年月日　平成25年４月16日

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第２項の規定に基づく公告

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年９月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成25年９月19日から平成26年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町岩山字押堀1900番４に所在する木造平屋建の建築物一棟並びにこれらに附属する工作物（通称「岩山団結小屋」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年９月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

下記の工作物の所有者、管理者及び占有者殿

下記の工作物は、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第３条第１項第１号の用に供されるおそれがあると認められるので、同項の規定に基づき、平成25年９月19日から平成26年９月18日までの間、当該工作物を同項第１号の用に供することを禁止します。

記

千葉県山武郡芝山町朝倉字山王台460番２に所在する木造平屋建の建築物二棟並びにこれらに附属する工作物（通称「三里塚野戦病院」）

なお、上記の処分に不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の規定によって、上記の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対し異議申立てをすることができます。

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成２２年（家）第４９６号

岩手県盛岡市本宮３丁目23番７号
申立人　藤村　順子
本籍岩手県盛岡市北夕顔瀬町32番地、最後の住所岩手県盛岡市北夕顔瀬町10番60号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成22年７月17日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和８年11月17日、職業無職
被相続人　亡　谷藤　惠子
岩手県盛岡市神明町10番15号
改任前の相続財産管理人　弁護士　菊池　　尚
岩手県盛岡市大通１丁目１番16号岩手教育会館７階
改任後の相続財産管理人　弁護士　山中　俊介
盛岡家庭裁判所